

豊川市監査公表第10号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年3月1日

豊川市監査委員	武	田	久	計
同	鈴	木	篤	男
同	浦	野	隼	次

## 別紙

### 定例監査の結果に関する報告

#### 1 監査の対象部署

市民部市民協働国際課

#### 2 監査の範囲

令和2年4月1日～令和4年1月7日

#### 3 監査の実施期間

令和3年12月8日～令和4年1月7日

#### 4 監査の方法

監査においては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

##### (1) 重点項目

- ア 財産の管理に関する事務について
- イ 補助金・交付金・負担金に関する事務について

##### (2) 一般項目

- ア 公金の取扱事務について
- イ 随意契約に関する事務について
- ウ 契約全般に関する事務について
- エ 庶務その他事務について

#### 5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

##### (1) 総括

監査の項目については、一部に検討、改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

## (2) 指摘事項

### ア 検討事項

現在、単年度で契約している地区市民館等消防用設備保守点検及び防火対象物定期点検業務委託に関し、経費節減及び事務の効率化の観点から、長期継続契約への移行を検討されたい。

### イ 改善事項

以下の補助金において、交付申請時に添付する必要書類をもって実績報告書とし、補助金の交付決定通知をもって補助金の額の確定通知としているが、その旨が交付要綱に記載されていないため、豊川市補助金等に関する規則第13条及び第14条の規定に従い必要な事項について明記し、適正な要綱となるよう改正されたい。

- ・豊川市NPO法人運営支援補助金
- ・豊川市日本語能力試験補助金（規則第13条の規定のみ）

## (3) 意見

引き続き、連区・町内会が行う会計事務について、法令を遵守し、適正な経理を行えるよう助言することを望むものである。